

一者応札・応募事案フォローアップ票(平成25年度分)

法 人 名	独立行政法人建築研究所		
案 件 番 号	25-21	分 類	保守点検
入札及び契約方式	一般競争入札		
契 約 の 件 名	関東以西強震計観測施設(13)保守点検業務		
契 約 締 結 日	平成26年1月24日		
契約の相手方の商号又は名称等	極東貿易(株)		
入札経緯及び結果	公 告 日	平成25年12月24日	
	入札書等〆切	平成26年1月15日	[公告の翌日から 22 日間]
	開 札 日	平成26年1月24日	[公告の翌日から 31 日間]
	予定価格	-	[落札率 -]
	契約金額	2,310,000 円	

一者応札・応募の改善取組内容		
改 善 項 目	状況	具体的な取組内容
①公告期間の十分な確保	○	土・日・祭日等の閉庁日を除いて10日間確保した。
②応募要件の緩和・見直し	○	受注実績の発注元制限を廃止し、経過年数については、5年間から10年間に緩和していたが、見直しにより、受注実績の要件を設定しなかった。
③準備期間の十分な確保	○	準備期間を考慮したうえで納期を設定した。
④タイムリーな調達情報の提供	○	公告開始日にメール配信を行った。 同時にHPへ仕様書、入札説明書等を掲載し、業者が来所することなく情報を入手できるようにした。
⑤業者等に対する調査	○	平成22年3月に実施したアンケート調査の結果を受けて、平成22年10月よりホームページに入札案件の仕様書等を掲載し、業者が来所することなく情報を入手できるようにした。
⑥発注予定情報の公表	○	平成23年度始めから新たにHPへ発注予定情報の掲載を行った。 情報は四半期毎に見直し・更新を行い、最新の情報掲載に努めた。
法人における事後点検の結果講ずることとした措置		
引き続き一者応札・応募の改善取り組み内容を実施する。		

契約監視委員会のコメント
研究・実験施設の保守・点検における専門性などでやむを得ないと判断 しかし、保守・点検については、一者応札になる可能性が極めて高いので改善策を検討してはいかがでしょうか。
(法人における契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 保守・点検について、「一般競争」による契約方式を改め「参加確認型公募」(参加者が複数いる場合は競争入札による契約手続きを、また、一者であった場合はその者との随意契約を行う、という公募)を試行することを平成26年3月に決定した。 (その後の事情の変更により講ずることとした措置) 平成26年10月に総務省から「随意契約によることができる具体的なケース」が示されることを踏まえ、契約監視委員の了解をとった上で、「独立行政法人建築研究所の随意契約に係る事務について(試行)【H26.10.28付】」を定め、研究・実験施設等の保守点検をはじめとする研究開発業務に関連する5つの場合について、随意契約を試行することとした。